

令和3年9月15日

国土交通省住宅局  
建築指導課長 殿  
参事官（建築企画担当） 殿

一般社団法人 住宅生産団体連合会  
建築規制合理化委員会  
委員長 有吉 善則

### 建築関係法令の整備に関する要望書

国土交通省住宅局建築指導課におかれましては、日ごろより、建築関係法令の整備と運用に関しご尽力頂きありがとうございます。

（一社）住宅生産団体連合会建築規制合理化委員会は、住宅関係法令のうち、早期の解決が望まれるものや、合理化すべきと考えられる事項を、昨年来 会員団体より募り、以下6項目に集約いたしました。

1. 建築確認手続きにおける軽微な変更の対象（開口部）の取扱いについて（P1）
2. 既存不適格建築物の構造安全性の確認方法について（14P）
3. 告示第1100号におけるせっこうボードを用いた耐力壁の留付け具の取扱いについて（17P）
4. 告示第1100号におけるメッキくぎ（CNZ）の取扱いについて（24P）
5. 軒裏開口部の防火措置の性能評価方法等の整備について（27P）
6. 自然排煙設備における排煙窓の材質規定の見直し（28P）

これらの課題の解決について、さらなるご尽力を頂きたくお願い申し上げます。

## 令和4年度(2021年)住団連・建築規制合理化要望提案書

### ◇建築確認手続きにおける軽微な変更の対象(開口部)の取扱いについて

#### ◇ 現状・課題

H23年の建築確認手続き等の運用改善(第二弾)において、軽微な変更の対象となる計画の変更の基本的な考え方として、高度な計算や検討によらずに法適合することが容易に判断できるものは、従前より不利な条件となるものについても「軽微な変更」の対象となることが明示された。具体的例示として、間仕切りの位置変更により床面積が増加する場合は採光に有効な開口部面積が変わらない場合は軽微な変更と見なすことができることが記載されている。

しかし、施行規則第3条の2(計画の変更に係る確認を要しない軽微な変更)第14項イにおいては、採光及び換気に有効な面積が減少するものは軽微な変更の対象外としているため、簡易な計算によって法適合することが容易に判断できるものと考えられるが、「計画変更」が必要となる。

また同項ロは、延焼のおそれのある外壁の開口部に該当することになる開口部を対象外として挙げているが、これも法適合することが容易に判断できるものに該当するものとする。

#### ◇ 要望・提案

下記の計画変更を、確認を要しない「軽微な変更」として取り扱えるように、施行規則第3条の2第14項のイ及びロ)の規定の見直しを検討いただきたい。

- ①開口部の変更において、採光に有効な面積が減少する場合でも簡易な計算による法適合の結果を示すことによって、軽微な変更として取り扱えること。
- ②防耐火規制のかかる建築物で、延焼の恐れのある部分にある外壁の開口部の変更については、法令で要求される防火性能を満たすことを示すことで、軽微な変更として取り扱えること。

#### ◇ 理由等

運用改善(第二弾)の解説(H23年5月 編集:国土交通省)には、「高度な計算や検討によらずに対象となる建築基準法関係規定に適合することに関し容易に判断できるものは、建築基準法関係規定に適合することが明らかであると考えられるため、計画の変更により影響を受ける建築基準法関係規定に適合することに関し容易に判断できるものであれば、安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度が高くなるものについても、「軽微な変更」の対象となる。」とある。

以上

**資料：説明用図面、写真、データ等**

第3条の2〔建築基準法施行規則〕

【計画の変更に係る確認を要しない軽微な変更】

第3条の2法第6条第1項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものであって、変更後も建築物の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかなものとする。

—中略—

十四開口部の位置及び大きさの変更（次のイからニまでに掲げるものを除く。）

イ当該変更により法第28条の適用を受ける開口部に係る変更で採光及び換気に有効な面積が減少するもの

ロ耐火建築物、準耐火建築物又は防火地域若しくは準防火地域内にある建築物で耐火建築物及び準耐火建築物以外のものの開口部に係る変更で当該変更により延焼のおそれのある部分にある外壁の開口部に該当することとなるもの

ハ令第117条の規定により令第5章第2節の規定の適用を受ける建築物の開口部に係る変更で次の（1）及び（2）に掲げるもの

（1）当該変更により令第120条第1項又は令第125条第1項の歩行距離が長くなるもの

（2）令第123条第1項の屋内に設ける避難階段、同条第2項の屋外に設ける避難階段又は同条第3項の特別避難階段に係る開口部に係るもの

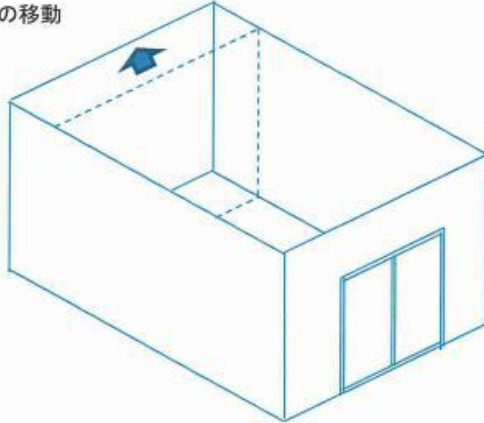
ニ令第126条の6の非常用の進入口に係る変更で、進入口の間隔、幅、高さ及び下端の床面からの高さ並びに進入口に設けるバルコニーに係る令第126条の7第二号、第三号及び第五号に規定する値の範囲を超えることとなるもの

例) 開口部が小さくなり、有効採光面積が小さくなったが、簡易な計算の明示により、適合が明らかな場合など。

容易に確認(証明)できるが、規則上は記載されているため計画変更となる。

間仕切りの例示では、部屋面積が間仕切り移動により大きくなった場合でも、明らかに適合を確認できる場合には軽微変更の扱いとされている。

間仕切りの移動



### 運用改善の事例 【軽微変更】の例

間仕切りの移動により床面積は増加  
対象となる建築基準法関係規定に適合する  
ことに関し容易に判断できる

<条件>

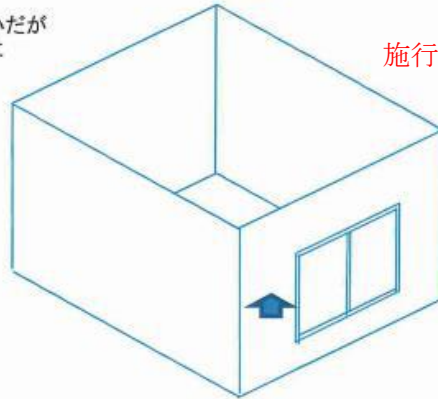
床面積 14.00 m<sup>2</sup> ⇒ 15.40m<sup>2</sup>

有効採光面積 3.00m<sup>2</sup> 変わらず

$$3.00\text{m}^2 > 2.20\text{m}^2 = 15.40 \times 1/7$$

∴適合は高度な計算なく明らか

開口部が縮小だが  
適合は容易に  
判断できる



### 施行規則第3条の2第14項イの事例 【計画変更】と判断される例

有効採光面積が減少するが、  
対象となる建築基準法関係規定に適合する  
容易に判断できる内容である

<条件>

床面積 14.00 m<sup>2</sup> 変わらず

有効採光面積 3.00m<sup>2</sup> ⇒ 2.40m<sup>2</sup>

$$2.40\text{m}^2 > 2.00\text{m}^2 = 14 \times 1/7$$

∴適合は高度な計算なく明らか

※施行規則3条の2 十四のイに規定されていたままである為、【計画変更】となる

## 建築確認手続き等の運用改善（第二弾）及び 規制改革等の要請への対応についての解説

### 構造基準等の合理化関係

1. 鉄骨造及び鉄筋コンクリート造の建築物等の構造基準の合理化
2. 構造計算適合性判定制度関連技術検討委員会の検討結果を踏まえた合理化
3. その他の見直し

### 建築確認・審査手続き等の合理化関係

1. 申請回答の合理化
2. 軽微な変更の対象の明確化

### 規制改革等の要請への対応関係

1. 太陽光発電設備等に係る建築基準法の取扱いについて
2. コンテナ型データセンタに係る建築基準法の取扱いについて

平成23年5月  
編集：国土交通省

---

---

## 2. 軽微な変更の対象の明確化

---

---

### ①建築確認手続き等の運用改善（第一弾。H22.6.1より施行。）における計画の変更に係る確認を要しない「軽微な変更」の対象の拡大の内容

〈関連条文〉

○規則第3条の2

〈改正内容〉

計画の変更に係る確認を要しない軽微な変更（以下「軽微な変更」）の対象を「安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度が高くない一定の計画の変更」から「変更後も建築物の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかな一定の計画の変更」に拡大。

### ②「軽微な変更」の対象となる計画の変更の基本的な考え方

「軽微な変更」の対象となる建築物の計画の変更は、規則第3条の2第1項第1号から第15号までのいずれかに該当し、変更後の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかなものとなる。

計画の変更が同項各号の一に該当するが、当該変更及び当該変更に伴い付随的に生じる変更が他の号に該当しない場合<sup>※</sup>であっても、変更後の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかなものであれば、「軽微な変更」の対象となる。

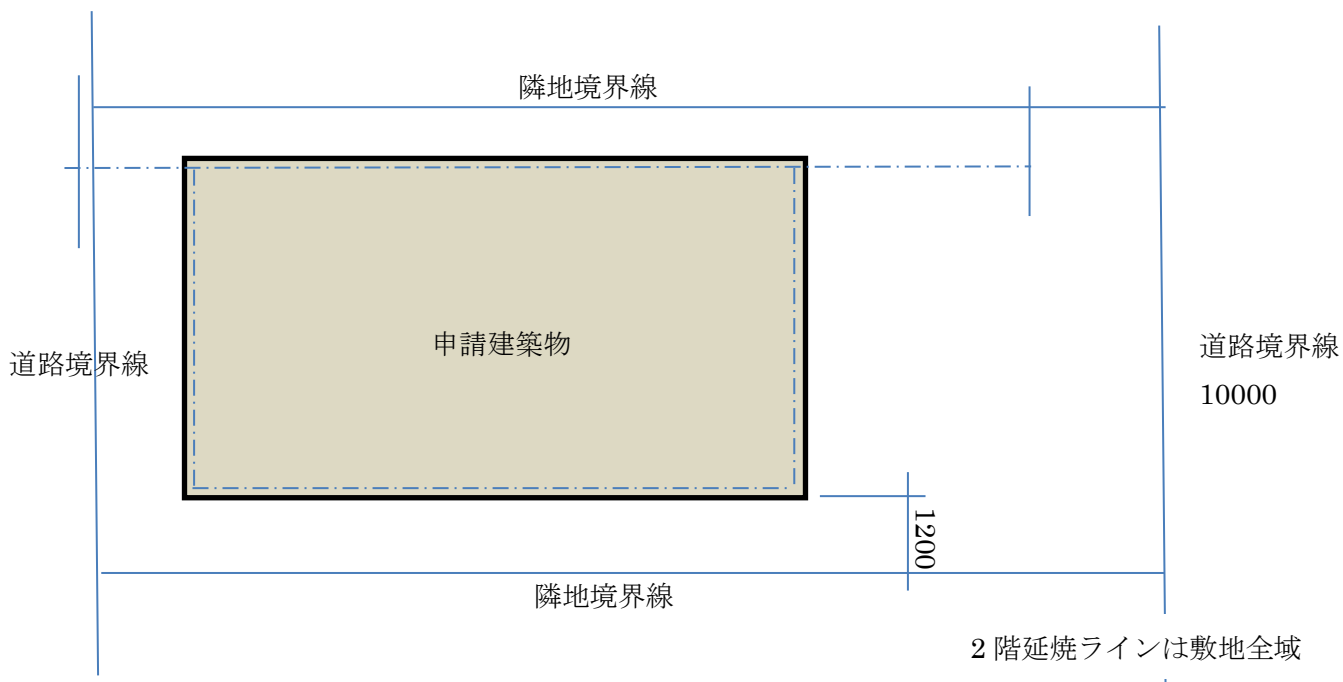
※ 間仕切壁（主要構造部であるもの及び防火上主要なものを除く。）の位置の変更（規則第3条の2第1項第10号に該当）に伴う居室の床面積の増加等

また、高度な計算や検討によらずに対象となる建築基準関係規定に適合することに関し容易に判断できるものは、建築基準関係規定に適合することが明らかであると考えられるため、計画の変更により影響を受ける建築基準関係規定に適合することに関し容易に判断できるものであれば、安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度が高くなるものについても、「軽微な変更」の対象となる。

高度な計算や検討が必要なものとしては、例えば、構造耐力関係規程については全体架構モデルの再計算を要するものが該当するが、以下のような場合については、全体架構モデルの再計算を要せず、対象となる建築基準関係規定に適合することに関し容易に判断できるため、軽微な変更の対象となる。

- ・構造の安全性が、許容応力度計算により確認されている二次部材において、当該部材及び当該部材が取り付く部材の応力度が許容応力度に

事例 1



準防火地域／住居系用途地域／2階建て戸建て住宅／ロニ準耐火建築物

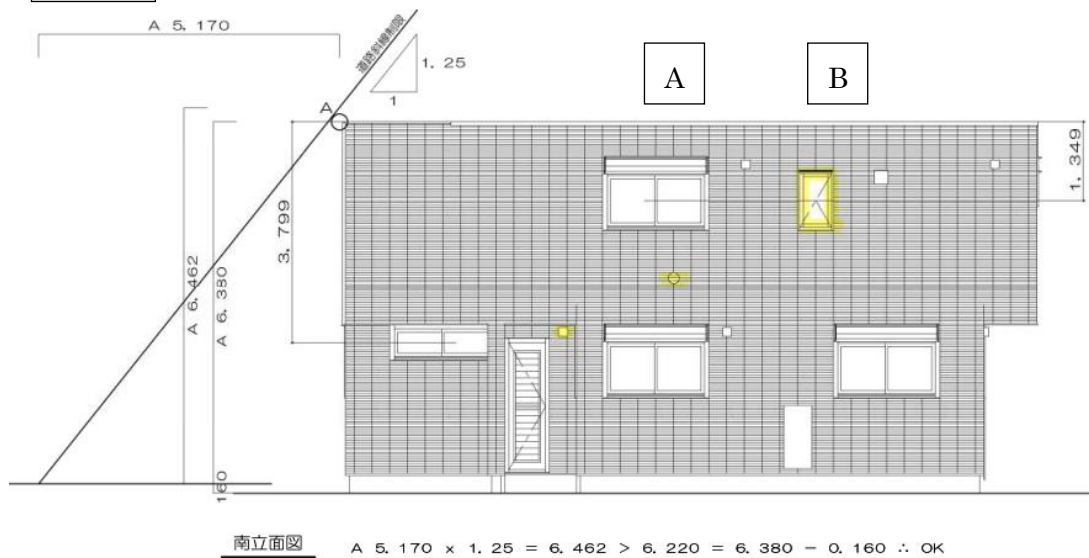
サッシ開口部：大臣認定仕様防火設備

外壁：大臣認定耐火構造もしくは告示耐火構造

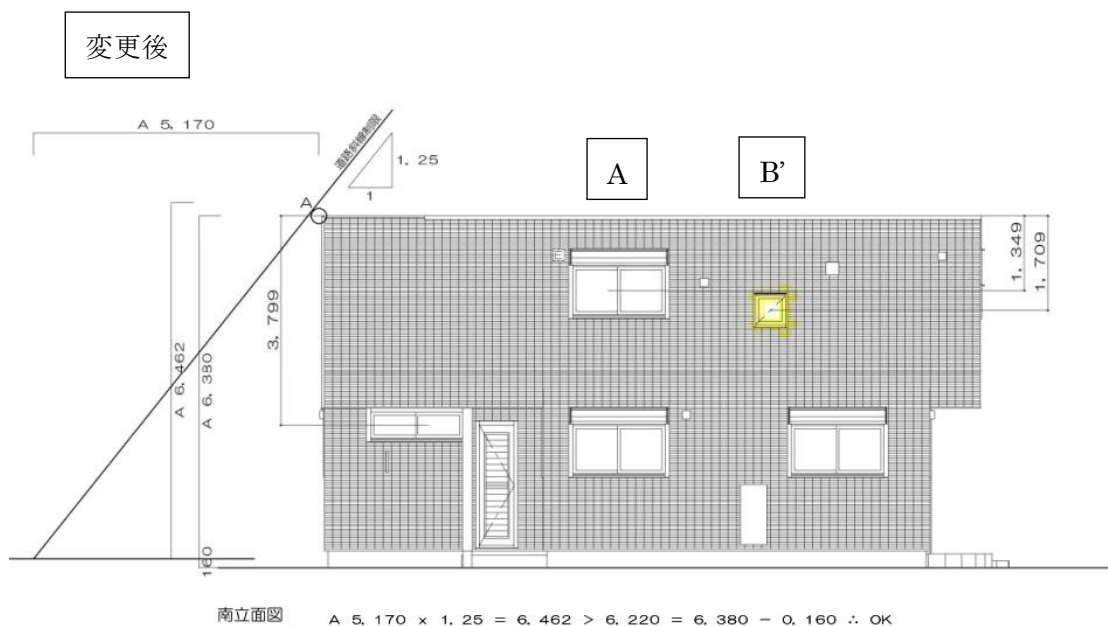
対象検討部：2階LDK（床面積：30㎡）

変更内容：防火設備（サッシ開口部）のサイズ変更

変更前



事例 1



検討内容

2階LDK（床面積：30㎡）⇒必要採光面積＝4.2857㎡

変更前	幅	高さ	面積	離隔距離	窓中心ま でのh	係数計算	採光係数	有効採光面積	
サッシA	1.648	0.86	1.417	1200	1349	3.937	3	4.251	
サッシB	0.428	0.86	0.368	1200	1349	3.937	3	1.104	
							計	5.355	∴OK
変更後	幅	高さ	面積	離隔距離	窓中心ま でのh	係数計算	採光係数	有効採光面積	
サッシA	1.648	0.86	1.417	1200	1349	3.937	3	4.251	
サッシB'	0.428	0.46	0.196	1200	1709	2.812	2.812	0.551152	
							計	4.802152	∴OK



事例 2

準防火地域／住居系用途地域／2階建て戸建て住宅／ロニ準耐火建築物

サッシ開口部：大臣認定仕様防火設備

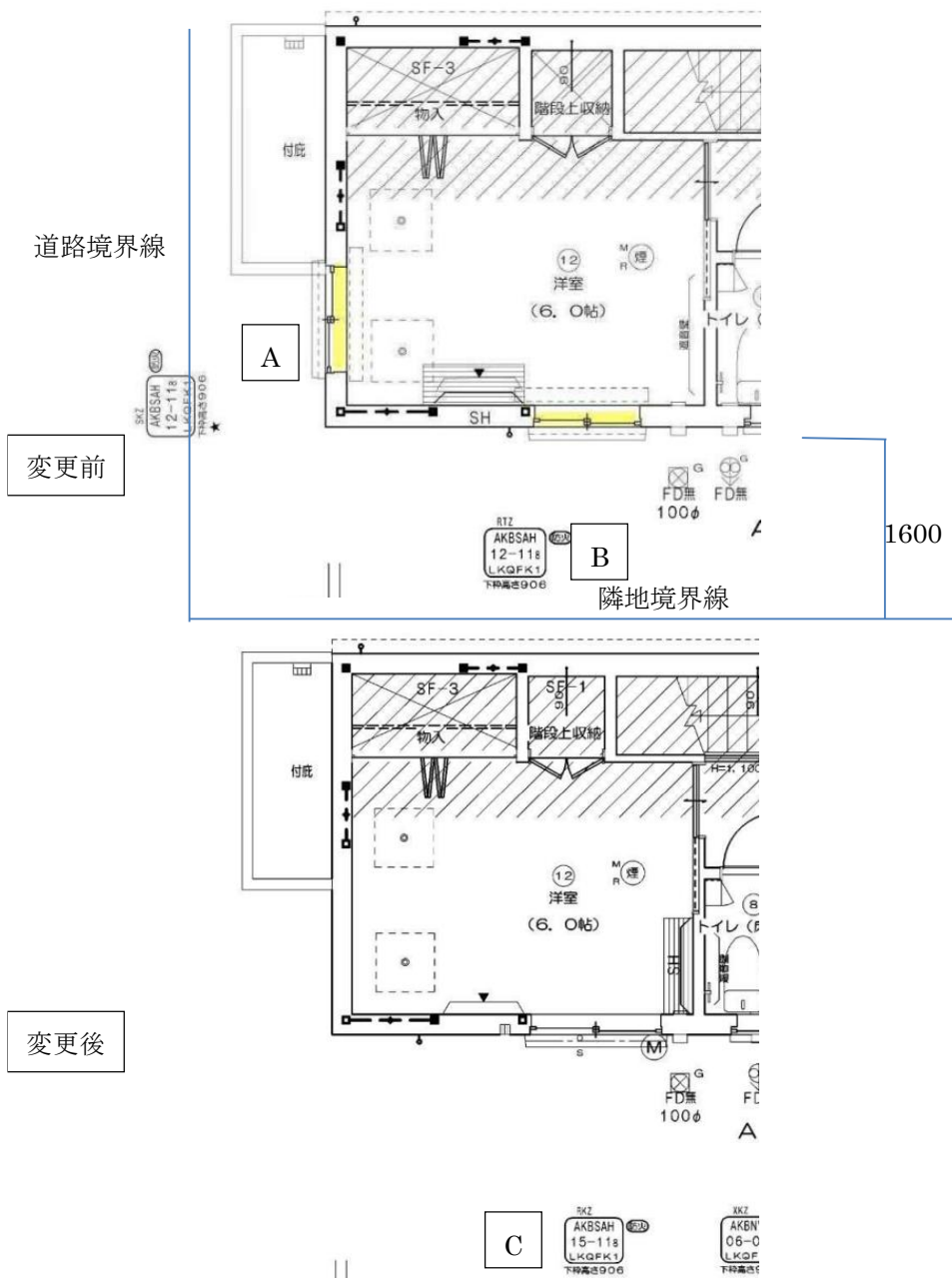
外壁：大臣認定耐火構造もしくは告示耐火構造

サッシ開口部及び外壁は延焼線内

対象検討部：2階洋室（床面積：10㎡）

変更内容：西側防火設備（サッシ開口部）の取りやめ及び南側防火設備（サッシ開口部）

サイズ変更（12⇒15へ）



事例 2

検討内容

2 階洋室（床面積：10 m<sup>2</sup>）⇒必要採光面積=1.428 m<sup>2</sup>

変更前	幅	高さ	面積	離隔距離	窓中心ま での h	係数計算	採光係数	有効採光面積	
サッシ A	1.038	1.18	1.224	前面道路	1509		3	3.672	
サッシ B	1.038	1.18	1.224	1600	1509	4.961	3	3.672	
							計	7.344	∴OK
変更後	幅	高さ	面積	離隔距離	窓中心ま での h	係数計算	採光係数	有効採光面積	
サッシ C	1.343	1.18	1.584	1600	1509	4.961	3	4.752	
							計	4.752	∴OK

事例3

準防火地域／住居系用途地域／2階建て戸建て住宅／ロニ準耐火建築物

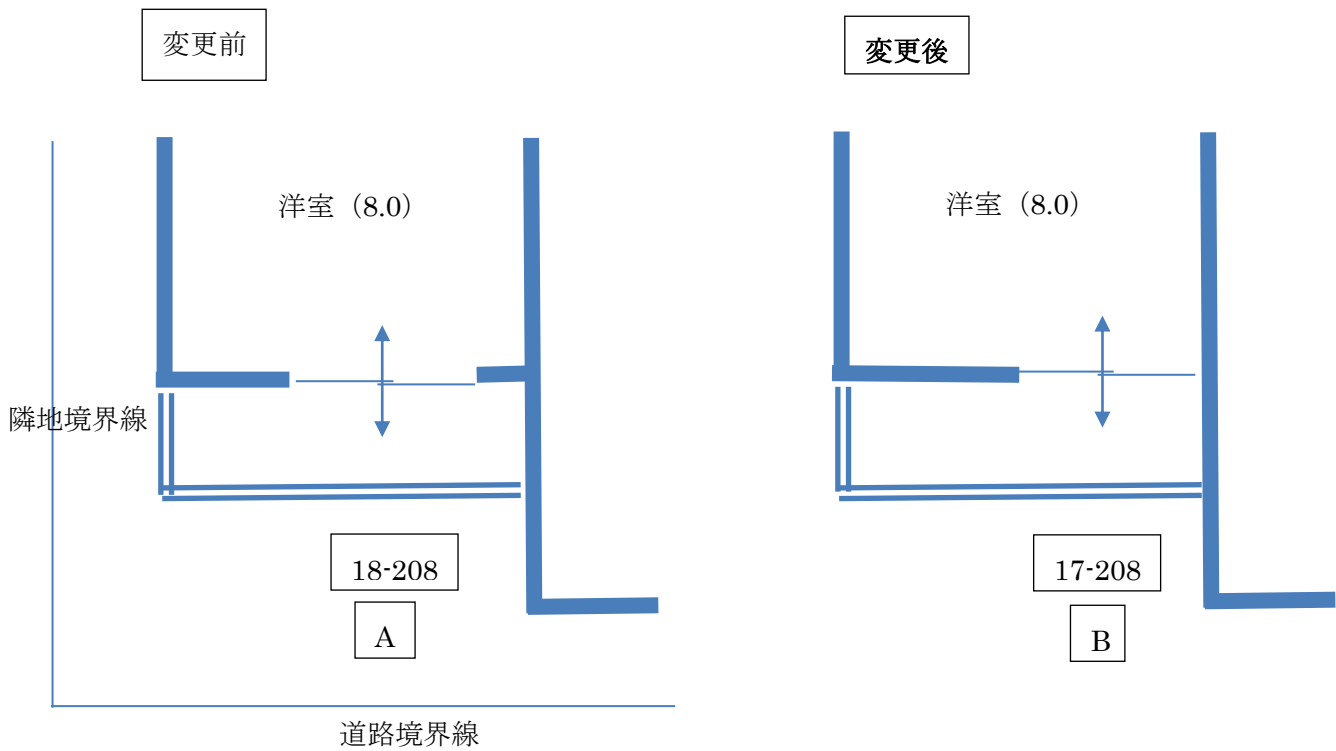
サッシ開口部：大臣認定仕様防火設備

外壁：大臣認定耐火構造もしくは告示耐火構造

サッシ開口部及び外壁は延焼線内

対象検討部：2階洋室（床面積：14㎡）

変更内容：南側防火設備（サッシ開口部）のイズ変更（18⇒17へ）



検討内容

2階洋室（床面積：14㎡）⇒必要採光面積=1.914㎡

変更前	幅	高さ	面積	離隔距離	窓中心ま でのh	係数計算	採光係数	有効採光面積	
サッシA	1.648	2.081	3.429	前面道路	1960		3	10.287	∴OK
							計	10.287	
変更後	幅	高さ	面積	離隔距離	窓中心ま でのh	係数計算	採光係数	有効採光面積	
サッシB	1.495	2.081	3.111	1600	1960	3.498	3	9.333	∴OK
							計	9.333	

・ 軽微扱いとしていただきたい事例は黄色のマーカーパターン

前提：延べ床面積が増大しない（増大した場合は計画変更）

当該居室床面積	N0	開口部（防火設備）変更	申請手続	開口部以外の判断要素
増減無	1	⇒小	計画	
	2	⇒大	軽微	
	3	⇒取止め（外壁）	計画	
	4	⇒追加	軽微	
	5	⇒移動	軽微 計画	境界距離等大（有利） 境界距離等小（不利）
	6	⇒認定番号変更（開き種変更など）	軽微	
	7	連窓⇒単窓	軽微	方立等による有効寸法大
	8	単窓⇒連窓	計画	方立等による有効寸法小（不利）
	9	⇒小＋移動（1＋5）	計画	
	10	⇒大＋移動（2＋5）	軽微	
	11	⇒移動＋認定番号変更（5＋6）	軽微	
減少	1	⇒小	計画	
	2	⇒大	軽微	
	3	⇒取止め（外壁）	計画	
	4	⇒追加	軽微	
	5	⇒移動	軽微 計画	境界距離等大（有利） 境界距離等小（不利）
	6	⇒認定番号変更（開き種変更など）	軽微	
	7	連窓⇒単窓	軽微	方立等による有効寸法大
	8	単窓⇒連窓	計画	方立等による有効寸法小（不利）
	9	⇒小＋移動（1＋5）	計画	
	10	⇒大＋移動（2＋5）	軽微	
	11	⇒移動＋認定番号変更（5＋6）	軽微	
増大	1	⇒小	計画	対象居室床面積増
	2	⇒大	計画	対象居室床面積増
	3	⇒取止め（外壁）	計画	対象居室床面積増
	4	⇒追加	計画	対象居室床面積増
	5	⇒移動	計画	対象居室床面積増
	6	⇒認定番号変更（開き種変更など）	計画	対象居室床面積増
	7	連窓⇒単窓	計画	対象居室床面積増
	8	単窓⇒連窓	計画	対象居室床面積増
	9	⇒小＋移動（1＋5）	計画	対象居室床面積増
	10	⇒大＋移動（2＋5）	計画	対象居室床面積増
	11	⇒移動＋認定番号変更（5＋6）	計画	対象居室床面積増

当該居室床面積増の場合、比較対象数値は変わるが、検討方法は床面積が減少もしくは変更無と変わらない。

### 計画変更確認申請 変更内容内訳調査 (2019.12~2020.1)

支店等	交付ベース	全体 (4社合計)							交付件数
		敷地 (面積含む)、 配置の変更	平面形状、 面積 (建築、延べ) の変更	高さ (敷地 レベル、設 計GL含 む) の変更	設備 (太 陽光、給排 気、給排水 含む) の変 更	開口部、採 光の変更	外構、別棟 の変更	その他の変 更	
札幌事務所	2019.12	0	0	2	2	0	2	0	3
	2020.1	0	1	4	2	2	2	1	6
東北支店	2019.12	5	13	11	12	10	15	0	27
	2020.1	8	5	2	6	6	14	0	20
北関東支店	2019.12	10	1	1	1	0	2	5	13
	2020.1	4	2	1	0	2	0	1	6
群馬支店	2019.12	7	0	1	0	0	4	2	14
	2020.1	3	1	1	0	0	2	0	5
埼玉支店	2019.12	23	11	7	2	6	13	18	43
	2020.1	16	10	4	7	15	8	29	40
東関東支店	2019.12	16	9	9	2	2	11	3	42
	2020.1	11	5	5	1	0	2	0	22
東京支店	2019.12	33	34	19	22	34	35	79	94
	2020.1	25	28	13	21	25	22	52	70
神奈川支店	2019.12	17	9	8	21	24	18	22	45
	2020.1	8	6	5	6	13	9	6	25
静岡支店	2019.12	2	1	2	2	1	1	4	3
	2020.1	3	2	1	5	2	0	9	4
合計	2019.12	113	78	60	64	77	101	133	284
	2020.1	78	60	36	48	65	59	98	198
	計	191	138	96	112	142	160	231	482
対交付比率[%]		39.63	28.63	19.92	23.24	29.46	33.20	47.93	

※ 1申請内複数の変更をカウント

### 計画変更確認申請 変更内容内訳調査 (2019.12~2020.1)

		敷地、配置 等の変更	平面形状、 面積等の変 更	高さ等の変 更	設備等の変 更	開口部等 の変更	外構等の変 更	その他の変 更	計画変更確 認交付件数
	2019.12	113	78	60	64	77	101	133	284
	2020.1	78	60	36	48	65	59	98	198
	計	191	138	96	112	142	160	231	482
対交付比率[%]		39.63	28.63	19.92	23.24	29.46	33.20	47.93	

※ 1申請内複数の変更をカウント

計画変更確認申請 変更内容内訳調査 (2020.7~2020.8)

支店等	交付ベース	全体 (4社合計)							交付件数
		敷地 (面積含む)、 配置の変更	平面形状、 面積 (建築、延べ) の変更	高さ (敷地 レベル、設 計GL含 む)の変更	設備 (太 陽光、給排 気、給排水 含む)の変 更	開口部、採 光の変更	外構、別棟 の変更	その他の変 更	
札幌事務所	2020.7	2	0	2	0	0	1	0	4
	2020.8	0	0	1	0	0	0	0	1
東北支店	2020.7	23	28	5	12	19	13	1	45
	2020.8	9	6	5	8	6	8	1	19
北関東支店	2020.7	7	2	2	0	0	1	1	11
	2020.8	6	2	4	2	1	2	2	11
群馬支店	2020.7	3	1	1	0	0	3	0	6
	2020.8	4	1	3	0	1	1	0	8
埼玉支店	2020.7	10	13	5	12	13	8	7	35
	2020.8	6	11	10	14	15	13	6	33
東関東支店	2020.7	20	15	13	21	21	19	6	51
	2020.8	13	15	7	21	17	12	5	37
東京支店	2020.7	22	39	27	55	42	47	23	98
	2020.8	20	44	20	54	61	48	20	101
神奈川支店	2020.7	8	11	6	13	12	6	4	31
	2020.8	8	8	3	7	9	6	7	27
静岡支店	2020.7	1	0	0	1	0	1	0	2
	2020.8	4	0	1	2	2	1	1	7
合計	2020.7	96	109	61	114	107	99	42	283
	2020.8	70	87	54	108	112	91	42	244
	計	166	196	115	222	219	190	84	527
対交付比率[%]		31.50	37.19	21.82	42.13	41.56	36.05	15.94	

計画変更確認申請 変更内容内訳調査 (2020.7~2020.8)

		敷地、配置 等の変更	平面形状、 面積等の変 更	高さ等の変 更	設備等の変 更	開口部等の 変更	外構等の変 更	その他の変 更	計画変更確 認交付件数
	2020.7	96	109	61	114	107	99	42	283
	2020.8	70	87	54	108	112	91	42	244
	計	166	196	115	222	219	190	84	527
対交付比率[%]		31.50	37.19	21.82	42.13	41.56	36.05	15.94	

※ 1申請内複数の変更をカウント

## 令和4年度（2021年）住団連・建築規制合理化要望提案書

### ◇既存不適格建築物の構造安全性の確認方法について

#### ◇ 現状・課題

既存不適格建築物に対する構造耐力関係の緩和規定である建築基準法施行令第137条の2において、エキスパンションジョイントのような互いに応力を伝えない方式（以下分離増築と略）によって接続された既存部分、又は架構を構成する部材に追加・変更がない場合に対して、地震力に対しては耐震診断が認められているが、地震力以外（風圧力、積雪荷重、常時荷重等）に対しては構造計算により安全を確かめることとしている。（木造四号建築物を除く）

これによって分離増築による増改築の建築確認申請においては、地震力以外の外力について構造計算書の作成が求められる場合が多い。既存部分が増改築によってどの程度危険性が增大するかについては、想定外力の増減等のチェックを行うものの、新築と同等の構造計算書の作成は、増改築工事は日程も予算も新築工事に比べて大きな制約があるため、過大な負担になっており、分離増築による増改築を避けることが多くなってきた。

#### ◇ 要望・提案

令第137条の2第二号の制限の緩和を受けて1/2以下の分離増築を行う建築物の既存部について、地震力以外の風荷重、積載荷重及び積雪荷重にかかる構造安全性の確認は、建築時の外力と増改築時の外力を比較することで、差し支えないこととしていただきたい。

#### ◇ 理由等

2015年の技術的助言は、工業化住宅認定を受けた住宅が既存不適格建築物として取り扱えることを明確にするものであり、ストック活用に寄与するものであった。

地震力に対する構造安全確認は、耐震診断法が平成18年国土交通省告示大184号の同等以上の効力を有するものと位置づけられ、耐震性の安全確認方法として設計負担を大きく軽減している。

基準改正でも地震時以外の許容応力度計算における保有する応力度は大きな変更がないため、必要な応力度を算出するための外力の比較をすることで、構造安全性の確認ができると考えられる。

さらなる運用改善をお願いしたい。

以上

## 0. 前提条件

既存建物について、新築当時から架構変更がない、かつ、計画する増築にあたっての架構変更がないものとする（EXPJ 繋ぎこみ時に、開口を設ける外壁が耐力壁でない、または、当該外壁に面して耐力壁や柱がなければ架構変更は基本ないはずである）。

## 1. 自重、積載荷重

自重、積載荷重の取り扱いについては、SI 単位系変換のような周辺環境の変動はあったものの、構造安全性に直接影響するような法改正はないものと認識している。分離増築は、相互に応力伝達しない前提であるので、増築時に改めて自重、積載荷重についての構造計算および構造計算書の作成を実施する必要はないと考える。

よって「0. 前提条件」の確認をもって、自重・積載荷重についての構造安全性の確認に替える。架構に変更がある場合に限り、構造計算および計算書の作成を実施する。

## 2. 積雪荷重

積雪荷重については、特定緩勾配屋根に関する規定と管轄行政によって決定される積雪量の変更が法改正項目としてあげられる。いずれかの法改正項目に該当する場合は、現行基準に則り構造計算を実施するが、いずれにも該当しない場合は構造計算書を省略する。つまり、特定緩勾配屋根を有しないこと、積雪量に変更がないことの確認をもって、構造安全性の確認に替える。

## 3. 風荷重

風荷重については、以下のいずれかの方法により構造安全性を確認する。

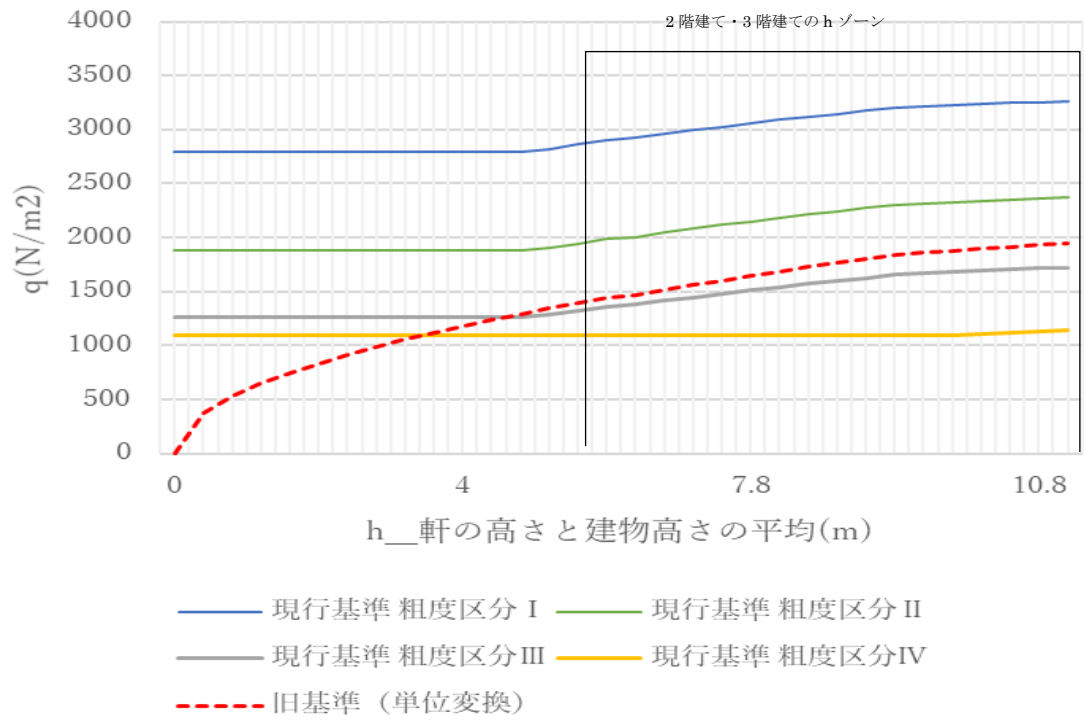
① 新築時に算出した地震時水平力又は耐震診断時に算出した地震時水平力と、現行基準に沿った風時水平力（2000 年法改正規準 速度圧： $0.6EV_0^2$ ）とを比較し、前者が卓越していることを確認する検討書を添付することで、構造計算書を省略する。

② 新築時に算出した風時水平力（旧基準 速度圧： $60\sqrt{h}$ (kgf/m<sup>2</sup>)) と、現行基準に沿った風時水平力（2000 年法改正規準 速度圧： $0.6EV_0^2$ ）とを比較し、前者が卓越していることを確認する検討書を添付することで、構造計算書を省略する。

※下図の通り、風速 42m/s 以下の地域かつ粗度区分Ⅲ・Ⅳ地域については、2 階建て、3 階建てでは、旧基準の速度圧が卓越するため、現行基準でも安全性を満たすことは明白である。



旧基準 vs 現行基準(42m/s地域)



◇ 告示第1100号におけるせっこうボードを用いた耐力壁の留付け具の取扱いについて

◇ 現状・課題

- ・近年の木造軸組工法では、施工品質や施工性等の観点からボードビス（ねじ）を用いることが一般的となっている。
- ・S56年建告第1100号（令第46条第4項の表と同等以上の耐力を有する軸組）では、せっこうボードを用いた耐力壁の留付け具は、せっこうボード用くぎであるGNF40、又はGNC40（GN40釘）に限定されている。
- ・これに対し、ビスメーカー各社は、せっこうボード用ビスとして、独自のビス規格を整理し、独自の大臣認定ビス（別紙）として供給しているが、この多くはJIS以外の独自の規格となっている（独自の規格とすることで他社製品との差別化を確保）。
- ・これら独自の大臣認定は、対象とするせっこうボードの**種類**（普通せっこうボード、強化せっこうボード等）や**厚さ**（12.5mm、15mm等）の別や個別の**ビス仕様**（材料である線材やビスの形状、胴径・長さ、メッキの種類等）の別、更には大臣認定の適用範囲となる**耐力壁の幅や高さ**の範囲等により明確に規定されており、
- ・実際の設計時や施工時においては、これら詳細な仕様や適用範囲等についての確認や管理が求められ、使用時の混乱や不整合等が危惧される。

◇ 要望・提案

強度（壁倍率）の高い耐力壁を必要とする場合等を除いて、JIS規格に依るねじを用いれば構造安全性能を担保できる設計・施工環境を整備頂きたい。

具体的には、建築基準整備促進事業によってJIS規格とするねじの仕様を確認し、S56建告第1100号に、せっこうボードを用いた耐力壁の留付け具として、以下の追加をお願いしたい。

- ・JIS B 1112（十字穴付き木ねじ：WSN）、JIS B 1125（ドリリングタッピンねじ：DTSN）

◇ 理由等

- ・ 他社製品との差別化を目的に、市場では JIS 規格外の大臣認定ねじが用いられているが、あらためて JIS 規格に拠るねじについて大臣認定を取得する動機がねじメーカーには無い。通常、標準化は部材メーカーの生産性向上に資するものであるが、市場ですでに展開しているねじのバリエーションが非常に多いこともあって、これがあてはまらない状況にある。
- ・ 木造軸組工法において、せっこうボードの留付け具として一般に用いられているねじに関し、せっこうボード耐力壁の留付け具として、JIS に基づく WSN、DTSN を明確化することにより、構造安全性の確保と共に防火構造・準耐火構造等の防火性能の向上に繋がると考える。
- ・ ビスメーカー各社によるビスは数多く大臣認定がなされ実績もあることから、設計や施工を行う現場側としてはビスによる耐力壁の告示化が求められていると考えられ、加えて、
- ・ JIS に基づく WSN、DTSN が普及することで、設計時、施工時の混乱が回避できると考える。
- ・ なお、枠組壁工法にあっては H13 年国交告第 1541 号において、せっこうボードを用いた耐力壁の留付け具は、GN40 釘の他にステンレス釘 SF45 や十字穴付き木ねじ (WSN)、ドリリングタッピンねじ (DTSN) が規定され、既に DTSN の連結ねじ及びねじ打ち機は供給されている。

# 枠組壁工法住宅工事仕様書

平成 22 年改訂  
(全国版)

## 4. 躯体工事

### 4.1 一般事項

4.1.1 範囲 躯体工事に係わる仕様は本項による。ただし、告示1540号の第9、第10の規定又は告示1541号の第3の規定により行う構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合は、本項のうち、告示1540号第1及び第3から第7の規定に基づく部分については、本項によらず特記による。

4.2.3 くぎとねじ 1. 構造用枠組材を取付けるくぎは、品質及び性能が明示された良質なものとする。JISで規定するくぎの種類は以下のものがある。

くぎの種類及び寸法 (単位：mm)

くぎの種類	長さ	胴部径	頭部径	備考
C N 50	50.8	2.87	6.76	
C N 65	63.5	3.33	7.14	
C N 75	76.2	3.76	7.92	
C N 90	88.9	4.11	8.74	
CNZ 50	50.8	2.87	6.76	
CNZ 65	63.5	3.33	7.14	
CNZ 75	76.2	3.76	7.92	
CNZ 90	88.9	4.11	8.74	JIS A 5508
B N 50	50.8	2.51	6.76	
B N 65	63.5	2.87	7.54	
B N 75	76.2	3.25	7.92	
B N 90	88.9	3.43	8.74	
GNF 40	38.1	2.34	7.54	
SFN 45	45.0	2.45	5.60	
S N 40	38.1	3.05	11.13	

2. くぎ打ちは、木口打ち (E)、斜め打ち (T)、平打ち (F) とし、木口打ちにはCN90 (又はCNZ90、BN90) を、斜め打ちにはCN75 (又はCNZ75、BN75) を、平打ちで材料が厚さ38mmの場合にはCN90 (又はCNZ90、BN90)、筋かいの場合にはCN65 (又はCNZ65、BN65) を用いることを原則とする。なお、BNくぎを使用する場合のくぎの種類、本数、間隔は付録6による。

3. GNF40又はSFN45は耐力壁となるせっこうボード張り等に、SN40は耐力壁となるシーリングボード張りに、CN50は耐力壁となる構造用合板張り等に用いる。

4. 耐力壁となるせっこうボードを取りつけるねじの品質は、JIS B 1112 (十字穴付き木ねじ) 又はJIS B 1125 (ドリリングタッピンねじ) に適合するものとし、その種類は下表による。

ねじの種類

ねじの種類	
WSN	JIS B 1112 (十字穴付き木ねじ) に定めるもののうち、呼び径3.8mmで長さ32mm以上のもの
DTSN	JIS B 1125 (ドリリングタッピンねじ) に定めるもののうち、頭部の形状がトランペットで呼び径4.2mm、長さ30mm以上のもの

→ [DTSN \(JIS B 1125\)](#)

CS4232 (径 4.2、長 32 mm)

2×4 工法耐力壁緊結用ねじ

19



資料 2 : 説明用図面、写真、データ等

構造方法等の認定に係る帳簿

認定日：平成25年04月01日～令和3年01月31日

国土交通省 建築指導課

認定を受けた構造方法等の名称	申請者の氏名又は名称	申請者の住所	指定性能評価機関又は承認性能評価機関の名称（国土交通大臣が性能評価を行った場合にあっては、その旨）	認定番号	認定年月日	壁倍率
厚9mm構造用パネル/くぎCN50又はCNZ50/外周部@75mm、中通り部@150mm/受材真壁床勝ち仕様/木造軸組耐力壁	APA The Engineered Wood Association	7011 South 19th Street Tacoma, Washington U.S.A	(公財) 日本住宅・木材技術センター	FRM-0472	平成26年03月05日	3.4
厚57~95mm枠付アルミニウム箔入りポリエステルフィルム両面貼りMDFパネル(面材厚7mm)/リングネールFRN75/@150mm/パネルはめ込み仕様/木造軸組耐力壁	スモリ工業株式会社	宮城県仙台市宮城野区福室字明神西59-1	(一財)建材試験センター	FRM-0340	平成26年02月12日	3.7
厚82~95mm枠付MDFパネル(SIS A 5905、面材厚7.0mm)/上枠材-軸組材FRN75/24(SRN75)枠材面から50mmの位置、下枠材-軸組材FRN75-24(SRW90)枠材面内法中心位置、膠材-軸組材FRN75/24(SRN75)@150mm(中横梁@180mm)/パネルはめ込み仕様、柱間隔750mm仕様/木造軸組工法耐力壁	スモリ工業株式会社	宮城県仙台市宮城野区福室字明神西59-1	ハウスプラス確認検査(株)	FRM-0468	平成26年01月17日	2.7
厚14mmスギ板斜め張り枠付きパネル/斜め板部2<くぎN50/縦枠材部くぎN75@600mm/上下枠材部くぎN75@500mm/壁長1820mm/木造軸組耐力壁	有限会社アリムウッドワーク	鹿児島県姶良市下名971	(公財) 日本住宅・木材技術センター	FRM-0471	平成26年01月06日	2.2
面材厚さ9mmのメディアムデンシティブファイバーボード (MDF) パネル/鉄丸くぎN75/くぎピッチ：200mm/床勝ち仕様/木造軸組耐力壁	株式会社ニューホームシステム	東京都葛飾区奥戸4-23-4	ハウスプラス確認検査(株)	FRM-0470	平成26年01月06日	3.9
アルミニウム合金筋かい/専用金物a、b/タッピンねじ、ドリリングタッピンねじ、木ねじ/910mmから1000mm/木造軸組耐力壁	日軽金アクト株式会社	東京都品川区東品川2-2-20	(一財)日本建築総合試験所	FRM-0469	平成25年12月05日 平成30年05月30日取消	2.4
認定取消又は失効理由：申請者より取消申請があったため						
厚さ15.0mmの強化せこうボード (GB-F)/ねじ3941DU/ねじピッチ150mm/床勝ち仕様/左右直張り上下受材仕様/木造軸組工法耐力壁	TAIKYU COAT 株式会社	埼玉県北葛飾郡杉戸町橋5 1 2-2	ハウスプラス確認検査(株)	FRM-0467	平成25年11月29日	1.2
厚9mm両面アクリル系樹脂塗装バルブ・けい酸質混入セメント板/くぎN65又はNZ65/外周部@75mm、中通り部@200mm/大壁仕様/木造軸組耐力壁	ニチハ株式会社	愛知県名古屋港区汐止町1 2番地	(公財) 日本住宅・木材技術センター	FRM-0458	平成25年11月20日	4.4
厚9mm両面アクリル系樹脂塗装バルブ・けい酸質混入セメント板/くぎN50又はNZ50/外周部@125mm、中通り部@200mm/大壁仕様/木造軸組耐力壁	ニチハ株式会社	愛知県名古屋港区汐止町1 2番地	(公財) 日本住宅・木材技術センター	FRM-0457	平成25年11月20日	2.5
厚9mm両面アクリル系樹脂塗装バルブ・けい酸質混入セメント板/くぎN50又はNZ50/外周部@100mm、中通り部@200mm/大壁床勝ち仕様/木造軸組耐力壁	ニチハ株式会社	愛知県名古屋港区汐止町1 2番地	(公財) 日本住宅・木材技術センター	FRM-0456	平成25年11月20日	3.2
厚9mm構造用パネル/くぎCN50又はCNZ50/外周部@75mm、中通り部@150mm/床勝ち仕様/木造軸組耐力壁	APA The Engineered Wood Association	7011 South 19th Street Tacoma, Washington U.S.A	(公財) 日本住宅・木材技術センター	FRM-0466	平成25年11月18日	3.8
厚4.5mm一般構造用圧縮材と厚3.2mm一般構造用圧縮材間に補助部材を添渡し、M12六角ボルト及びM3六角ボルトで接合した組立て金物及び厚3.2mm一般構造用圧縮材の隅かい嵌り金物(LR)を用いてベイヤツ45mm×90mmを上下にたすき掛けとした筋かい/公称径φ6.0mm公称長さ75mm六角ビス/公称径φ6.0mm公称長さ45mm横ビス/壁長さ900mm/壁高さ2873mmを超え2703mm以下/木造軸組工法耐力壁	株式会社アーネストワン	東京都西東京市北原町3-2-2 2	ハウスプラス確認検査(株)	FRM-0465	平成25年09月27日	1.3
厚4.5mm一般構造用圧縮材と厚3.2mm一般構造用圧縮材間に補助部材を添渡し、M12六角ボルト及びM3六角ボルトで接合した組立て金物及び厚3.2mm一般構造用圧縮材の隅かい嵌り金物(LR)を用いてベイヤツ45mm×90mmを上下にたすき掛けとした筋かい/公称径φ6.0mm公称長さ75mm六角ビス/公称径φ6.0mm公称長さ45mm横ビス/壁長さ900mm/壁高さ2983mmを超え2873mm以下/木造軸組工法耐力壁	株式会社アーネストワン	東京都西東京市北原町3-2-2 2	ハウスプラス確認検査(株)	FRM-0464	平成25年09月27日	1.4
厚4.5mm一般構造用圧縮材と厚3.2mm一般構造用圧縮材間に補助部材を添渡し、M12六角ボルト及びM3六角ボルトで接合した組立て金物及び厚3.2mm一般構造用圧縮材の隅かい嵌り金物(LR)を用いてベイヤツ45mm×90mmを上下にたすき掛けとした筋かい/公称径φ6.0mm公称長さ75mm六角ビス/公称径φ6.0mm公称長さ45mm横ビス/壁長さ900mm/壁高さ2983mmを超え2873mm以下/木造軸組工法耐力壁	株式会社アーネストワン	東京都西東京市北原町3-2-2 2	ハウスプラス確認検査(株)	FRM-0463	平成25年09月27日	1.6
厚さ12.5mmの強化せこうボード (GB-F)/ねじ3932DU・3941DU/ねじピッチ150mm/床勝ち仕様/左右直張り上下受材仕様/縦継仕様/木造軸組工法耐力壁	TAIKYU COAT 株式会社	埼玉県北葛飾郡杉戸町橋5 1 2-2	ハウスプラス確認検査(株)	FRM-0462	平成25年09月27日	1.3
厚さ12.5mmの強化せこうボード (GB-F)/ねじ3932DU・3941DU/ねじピッチ150mm/床勝ち仕様/左右直張り上下受材仕様/木造軸組工法耐力壁	TAIKYU COAT 株式会社	埼玉県北葛飾郡杉戸町橋5 1 2-2	ハウスプラス確認検査(株)	FRM-0461	平成25年09月27日	1.2

認定を受けた構造方法等の名称	申請者の氏名又は名称	申請者の住所	指定性能評価機関又は承認性能評価機関の名称（国土交通大臣が性能評価を行った場合にあっては、その他）	認定番号	認定年月日	壁倍率
面材厚さ12.5mm火山性ガラス質複層板/ねじD1SN4228/ねじピッチ：外周部@75mm、中通り@150mm/上下受材・大壁床勝ち仕様/入隅受材仕様/木造軸組耐力壁	大建工業株式会社	富山県南砺市井波1-1	ハウスプラス確認検査(株)	FRM-0460	平成25年08月21日	2.4
面材厚さ12.5mm火山性ガラス質複層板/ねじD1SN4228/ねじピッチ：外周部@75mm、中通り@150mm/上下受材・大壁床勝ち仕様/木造軸組耐力壁	大建工業株式会社	富山県南砺市井波1-1	ハウスプラス確認検査(株)	FRM-0459	平成25年08月21日	2.4
厚さ15.0mmの強化せつこうボード (GB-F) /ねじ3932DU/ねじピッチ150mm/床勝ち仕様/左右直張り上下受材仕様/木造軸組工法耐力壁	TAIKYU COAT株式会社	埼玉県北葛飾郡杉戸町橋512-2	ハウスプラス確認検査(株)	FRM-0443	平成25年08月21日	1.4
厚さ12.5mmの強化せつこうボード (GB-F) /ねじ3928DU/ねじピッチ150mm/床勝ち仕様/左右直張り上下受材仕様/木造軸組工法耐力壁	TAIKYU COAT株式会社	埼玉県北葛飾郡杉戸町橋512-2	ハウスプラス確認検査(株)	FRM-0442	平成25年08月21日	1.4
一般構造用角形鋼管と一般構造用圧延鋼材を溶接した鋼製筋かいB-Vv(High)/鋼製部材B-Vd/公称径φ6.0mm公称長さ75mm六角ビス/壁長さ900mm~1000mm/鋼製筋かい部品相互の接合：M12六角ボルト/木造軸組工法耐力壁	株式会社住宅構造研究所	東京都足立区東保木間1-4-2	ハウスプラス確認検査(株)	FRM-0438	平成25年07月18日	5.0
一般構造用角形鋼管と一般構造用圧延鋼材を溶接した鋼製筋かいB-Vv(Low)/鋼製部材B-Vd/公称径φ6.0mm公称長さ75mm六角ビス/壁長さ900mm~1000mm/鋼製筋かい部品相互の接合：M12六角ボルト/木造軸組工法耐力壁	株式会社住宅構造研究所	東京都足立区東保木間1-4-2	ハウスプラス確認検査(株)	FRM-0437	平成25年07月18日	5.0
厚69mm枠構造用合板パネル(固材厚9mm)/パネル-軸組(短辺方向)/パネルードII+(φ6mm, L=120mm)×7本/パネル-軸組(長辺方向)/パネルードII+(φ6mm, L=120mm)@150mm/直張り仕様/木造軸組工法耐力壁	株式会社FPコーポレーション	札幌市東区北42条東15丁目1番1号	ハウスプラス確認検査(株)	FRM-0455	平成25年06月27日	3.8
アルミニウム製連結部材と鋼製パイプで構成する筋かい/端部金物/14-ビス TB-101/壁長1000mm/木造軸組耐力壁	ホリー株式会社	東京都江東区富岡2丁目9番11号 京福ビル6F	(公財)日本住宅・木材技術センター	FRM-0454	平成25年06月27日	2.4
2種類の「鋼製部材組立て部材」を上下に配置した鋼製筋かい/軸組との接合：φ4.3mm L=90mm ねじ(HR-90)/スプーラー厚さ14mm、幅200mm、高さ225mmの固定系サイディング及び厚さ18mm、幅90mmの木質材料組み込み仕様/壁長さ910mm/木造軸組工法耐力壁	日新製鋼株式会社	東京都千代田区丸の内3-4-1	ハウスプラス確認検査(株)	FRM-0441	平成25年06月27日	2.0
厚さ9mm構造用合板/軸組部材：φ7N90、φ1.0mm固定釘/短辺部材：F枠材/パネルードII(L=1100mm)×8本/1階柱-軸組：φ7N90×9本/2階柱-軸組：φ7N90×9本/1階柱-1階柱：丸太径φ35mm、φ7N90×4本/2階柱-2階柱：丸太径φ35mm、φ7N90×2本/1階柱-2階柱：開口寸法300mm×300mm×3箇所/柱間隔910mm/木造軸組工法耐力壁	住友不動産株式会社	東京都新宿区西新宿2-4-1新宿NSビル	ハウスプラス確認検査(株)	FRM-0412	平成25年06月27日	4.9
厚さ15.0mmのせつこうボード (GB-R) /ねじ3932DU、3941DU/ねじピッチ150mm/床勝ち仕様/左右直張り上下受材仕様/縦継ぎ仕様/木造軸組工法耐力壁	TAIKYU COAT株式会社	埼玉県北葛飾郡杉戸町橋512-2	ハウスプラス確認検査(株)	FRM-0445	平成25年06月13日	1.2
厚さ15.0mmのせつこうボード (GB-R) /ねじ3932DU、3941DU/ねじピッチ150mm/床勝ち仕様/左右直張り上下受材仕様/木造軸組工法耐力壁	TAIKYU COAT株式会社	埼玉県北葛飾郡杉戸町橋512-2	ハウスプラス確認検査(株)	FRM-0444	平成25年06月13日	1.3
厚12.5mm 普通硬質せつこうボード/ねじPS3841MW/外周部@100mm、中通り@150mm/大壁造の床勝ち入隅仕様/木造軸組耐力壁	吉野石膏株式会社	東京都千代田区丸の内3-3-1新東京ビル	(一財)日本建築総合試験所	FRM-0447	平成25年06月10日	2.3
厚12.5mm 普通硬質せつこうボード/ねじPS3841MW/外周部@100mm、中通り@150mm/大壁造の床勝ち仕様/木造軸組耐力壁	吉野石膏株式会社	東京都千代田区丸の内3-3-1新東京ビル	(一財)日本建築総合試験所	FRM-0446	平成25年06月10日	2.4
面材厚さ12mm高耐力シーディングボード/シーディングボード用くぎSN40(JIS A 5508)/くぎピッチ：外周部@100mm、中通り@200mm/直張り仕様、二枚板接合仕様/木造軸組工法耐力壁	大建工業株式会社	富山県南砺市井波1-1	ハウスプラス確認検査(株)	FRM-0436	平成25年05月14日	2.0



認定を受けた構造方法等の名称	申請者の氏名又は名称	申請者の住所	指定性能評価機関又は承認性能評価機関の名称（国土交通大臣が性能評価を行った場合にあっては、その旨）	認定番号	認定年月日	壁倍率
厚さ15mm強化せっこうボード（GB-F）/木ねじCH-39-41N/外周部100mm中通り200mm/枠組壁工法耐力壁	山喜産業株式会社	大阪府大阪市中央区谷町6丁目10-26号	(一財)ベタリーピング	TBFC-0164	令和2年09月02日	1.8
厚さ15mm強化せっこうボード（GB-F）/木ねじCH-39-32N/外周部100mm中通り200mm/枠組壁工法耐力壁	山喜産業株式会社	大阪府大阪市中央区谷町6丁目10-26号	(一財)ベタリーピング	TBFC-0163	令和2年09月02日	1.6
厚さ15mm強化せっこうボード（GB-R）/木ねじCH-39-32N, CH-39-41N/外周部100mm中通り200mm/枠組壁工法耐力壁	山喜産業株式会社	大阪府大阪市中央区谷町6丁目10-26号	(一財)ベタリーピング	TBFC-0162	令和2年09月02日	1.4
厚さ15mm強化せっこうボード（GB-F）/木ねじSCN3932N, SCN3941N, TCB39-32D, TCB39-41D/外周部100mm中通り200mm/枠組壁工法耐力壁	トータル・ファスニング株式会社	福島県郡山市土瓜1丁目71番2	(一財)ベタリーピング	TBFC-0161	令和2年01月10日	1.5
厚さ12.5mm強化せっこうボード（GB-F）/木ねじSCN3928N, SCN3932N, SCN3941N, TCB39-28D, TCB39-32D, TCB39-41D/外周部100mm中通り200mm/枠組壁工法耐力壁	トータル・ファスニング株式会社	福島県郡山市土瓜1丁目71番2	(一財)ベタリーピング	TBFC-0160	令和2年01月10日	1.4
厚さ12.5mm強化せっこうボード（GB-R）/木ねじSCN3928N, SCN3932N, SCN3941N, TCB39-28D, TCB39-32D, TCB39-41D/外周部100mm中通り200mm/枠組壁工法耐力壁	トータル・ファスニング株式会社	福島県郡山市土瓜1丁目71番2	(一財)ベタリーピング	TBFC-0159	令和2年01月10日	1.1
厚さ15mm強化せっこうボード（GB-F）/木ねじSCN3932N, SCN3941N, TCB39-32D, TCB39-41D/外周部100mm中通り200mm/枠組壁工法耐力壁	恩智製紙株式会社	大阪府八尾市柏村町3丁目122	(一財)ベタリーピング	TBFC-0158	令和2年01月10日	1.5
厚さ12.5mm強化せっこうボード（GB-F）/木ねじSCN3928N, SCN3932N, SCN3941N, TCB39-28D, TCB39-32D, TCB39-41D/外周部100mm中通り200mm/枠組壁工法耐力壁	恩智製紙株式会社	大阪府八尾市柏村町3丁目122	(一財)ベタリーピング	TBFC-0157	令和2年01月10日	1.4
厚さ12.5mm強化せっこうボード（GB-R）/木ねじSCN3928N, SCN3932N, SCN3941N, TCB39-28D, TCB39-32D, TCB39-41D/外周部100mm中通り200mm/枠組壁工法耐力壁	恩智製紙株式会社	大阪府八尾市柏村町3丁目122	(一財)ベタリーピング	TBFC-0156	令和2年01月10日	1.1
厚さ12mm構造用合板/ねじくぎDSネイル51mm/外周部@100mm、中通り@200mm/枠組壁工法耐力壁	関計株式会社	大阪府大阪市福島区福島6丁目15番10号	(一財)日本建築総合試験所	TBFC-0155	平成30年06月18日	3
厚さ12.5mm強化せっこうボード/木ねじ3928HL, 3932HL, 3941HL/外周部@100mm、中通り@200mm/枠組壁工法耐力壁	株式会社ダイドーハント	大阪府大阪市中央区西心斎橋1丁目5番5号 アーバンBLD心斎橋11階	(一財)日本建築総合試験所	TBFC-0154	平成30年02月26日	1.4
厚さ15.0mm強化せっこうボード（GB-F）/木ねじSCN-3941N/外周部100mm中通り200mm/枠組壁工法耐力壁	株式会社 佐藤ケミカル	千葉県流山市駒木631番地	(一財)ベタリーピング	TBFC-0149-1	平成29年10月10日	1.5
厚さ15.0mm強化せっこうボード（GB-F）/木ねじSCN-3932N/外周部100mm中通り200mm/枠組壁工法耐力壁	株式会社 佐藤ケミカル	千葉県流山市駒木631番地	(一財)ベタリーピング	TBFC-0148-1	平成29年10月10日	1.5
厚さ15.0mm強化せっこうボード（GB-F）/木ねじSCN-3928N/外周部100mm中通り200mm/枠組壁工法耐力壁	株式会社 佐藤ケミカル	千葉県流山市駒木631番地	(一財)ベタリーピング	TBFC-0147-1	平成29年10月10日	1.2
厚さ12.5mm強化せっこうボード（GB-F）/木ねじSCN-3941N/外周部100mm中通り200mm/枠組壁工法耐力壁	株式会社 佐藤ケミカル	千葉県流山市駒木631番地	(一財)ベタリーピング	TBFC-0146-1	平成29年10月10日	1.5
厚さ12.5mm強化せっこうボード（GB-F）/木ねじSCN-3932N/外周部100mm中通り200mm/枠組壁工法耐力壁	株式会社 佐藤ケミカル	千葉県流山市駒木631番地	(一財)ベタリーピング	TBFC-0145-1	平成29年10月10日	1.5
厚さ12.5mm強化せっこうボード（GB-F）/木ねじSCN-3928N/外周部100mm中通り200mm/枠組壁工法耐力壁	株式会社 佐藤ケミカル	千葉県流山市駒木631番地	(一財)ベタリーピング	TBFC-0144-1	平成29年10月10日	1.4

認定を受けた構造方法等の名称	申請者の氏名又は名称	申請者の住所	指定性能評価機関又は承認性能評価機関の名称（国土交通大臣が性能評価を行った場合にあつては、その旨）	認定番号	認定年月日	壁倍率
厚さ12.5mmせつこうボード（GB-R）/木ねじSCN-3928N, SCN-3932N, SCN-3941N/外周部100mm中通り200mm/枠組壁工法耐力壁	株式会社 佐藤ケミカル	千葉県流山市駒木631番地	(一財)ベターリビング	TBFC-0143-1	平成29年10月10日	1.2
厚12.5mm繊維混入けい酸カルシウム板/ねじWPA40DU(φ4.0×40mm) /外周部@75mm、中通り部@150mm/枠組壁工法耐力壁	H,R,D, SINGAPORE PTE LTD	80 Raffles Place, #20-03 UOB Plaza 1, Singapore 048624	(公財)日本住宅・木材技術センター	TBFC-0153	平成29年08月25日	5
厚さ15.0mmせつこうボード（GB-R）/木ねじSCN3932N, SCN3941N, TCB39-32D, TCB39-41D/外周部100mm中通り200mm/枠組壁工法耐力壁	トータル・ファスニング株式会社	福島県郡山市土瓜1丁目71番2	(一財)ベターリビング	TBFC-0152	平成29年01月20日	1.3
厚さ15.0mmせつこうボード（GB-R）/木ねじSCN3932N, SCN3941N, TCB39-32D, TCB39-41D/外周部100mm中通り200mm/枠組壁工法耐力壁	恩智製紙株式会社	大阪府八尾市柏村町3丁目122	(一財)ベターリビング	TBFC-0151	平成29年01月20日	1.3
厚さ12.5mmの普通硬質せつこうボード(GB-R-H) /ねじTGビス/ねじピッチ：外周@100mm、中通り@200mm/縁端距離19mm/枠組壁工法耐力壁	チヨダウーテ株式会社	三重県三重郡川越町高松928番地	ハウスプラス確認検査(株)	TBFC-0150	平成27年10月01日	3
厚さ15.0mm強化せつこうボード（GB-F）/木ねじSCN-3941N/外周部100mm中通り200mm/枠組壁工法耐力壁	株式会社 佐藤ケミカル	千葉県流山市駒木631番地	(一財)ベターリビング	TBFC-0149	平成27年03月13日	1.5
厚さ15.0mm強化せつこうボード（GB-F）/木ねじSCN-3932N/外周部100mm中通り200mm/枠組壁工法耐力壁	株式会社 佐藤ケミカル	千葉県流山市駒木631番地	(一財)ベターリビング	TBFC-0148	平成27年03月13日	1.5
厚さ15.0mm強化せつこうボード（GB-F）/木ねじSCN-3928N/外周部100mm中通り200mm/枠組壁工法耐力壁	株式会社 佐藤ケミカル	千葉県流山市駒木631番地	(一財)ベターリビング	TBFC-0147	平成27年03月13日	1.2
厚さ12.5mm強化せつこうボード（GB-F）/木ねじSCN-3941N/外周部100mm中通り200mm/枠組壁工法耐力壁	株式会社 佐藤ケミカル	千葉県流山市駒木631番地	(一財)ベターリビング	TBFC-0146	平成27年03月13日	1.5
厚さ12.5mm強化せつこうボード（GB-F）/木ねじSCN-3932N/外周部100mm中通り200mm/枠組壁工法耐力壁	株式会社 佐藤ケミカル	千葉県流山市駒木631番地	(一財)ベターリビング	TBFC-0145	平成27年03月13日	1.5
厚さ12.5mm強化せつこうボード（GB-F）/木ねじSCN-3928N/外周部100mm中通り200mm/枠組壁工法耐力壁	株式会社 佐藤ケミカル	千葉県流山市駒木631番地	(一財)ベターリビング	TBFC-0144	平成27年03月13日	1.4
厚さ12.5mmせつこうボード（GB-R）/木ねじSCN-3928N, SCN-3932N, SCN-3941N/外周部100mm中通り200mm/枠組壁工法耐力壁	株式会社 佐藤ケミカル	千葉県流山市駒木631番地	(一財)ベターリビング	TBFC-0143	平成27年03月13日	1.2
厚15mm強化せつこうボード/ねじ3941GWH/外周部@100mm、中通り@200mm/枠組壁工法耐力壁	若井産業株式会社	大阪府東大阪市森河内西一丁目6番30号	(一財)日本建築総合試験所	TBFC-0141-1	平成26年10月15日	1.6
厚15mm強化せつこうボード/ねじ3932GWH/外周部@100mm、中通り@200mm/枠組壁工法耐力壁	若井産業株式会社	大阪府東大阪市森河内西一丁目6番30号	(一財)日本建築総合試験所	TBFC-0140-1	平成26年10月15日	1.7
厚15mm強化せつこうボード/ねじ3928GWH/外周部@100mm、中通り@200mm/枠組壁工法耐力壁	若井産業株式会社	大阪府東大阪市森河内西一丁目6番30号	(一財)日本建築総合試験所	TBFC-0139-1	平成26年10月15日	1.7
厚12.5mm強化せつこうボード/ねじ3941GWH/外周部@100mm、中通り@200mm/枠組壁工法耐力壁	若井産業株式会社	大阪府東大阪市森河内西一丁目6番30号	(一財)日本建築総合試験所	TBFC-0138-1	平成26年10月15日	1.6
厚12.5mm強化せつこうボード/ねじ3932GWH/外周部@100mm、中通り@200mm/枠組壁工法耐力壁	若井産業株式会社	大阪府東大阪市森河内西一丁目6番30号	(一財)日本建築総合試験所	TBFC-0137-1	平成26年10月15日	1.6



◇ 告示第1100号におけるメッキくぎ（CNZ）の取扱いについて

◇ 現状・課題

- ・国土交通省「公共建築木造工事標準仕様書」5.2.4 接合金物・接合具等では、「くぎは、JIS A 5508（くぎ）により、材質は表面処理された鉄又はステンレス鋼とする」と明記されている。
- ・一方、S56年建告第1100号では、NくぎやCNくぎの他に、各別表の備考で「同等以上の品質を有するくぎ」を認めている。
- ・また、平成30年3月26日付国住指第4747号の技術的助言では、「なお、くぎの種類については、告示第1100号に明記されているもののほか、各別表の備考欄にそれぞれ規定するとおり、これらと同等以上の品質を有するくぎを用いることが可能である。同等以上の品質を有するくぎの種類为例として、JIS A5508（くぎ）-2005に定めるN（鉄まるくぎ）とNZ（めっき鉄まるくぎ）については、同等として取り扱うことができると考えられる。」と示され、NくぎとNZくぎは「同等以上の品質を有するくぎ」としてよいとされているが、
- ・告示第1100号及び技術的助言においては、CNZくぎが示されていないことから、一部の住宅事業者や設計者等にとっては、CNZくぎはS56年建告第1100号では用いることができないとの間違った解釈がなされる場合がある。
- ・なお、枠組壁工法に係るH13年国交告第1541号では、JISに適合するくぎとして限定的な基準として、CNくぎの他、めっきくぎであるCNZくぎが明記されている。

◇ 要望・提案

- ・S56年建告第1100号のCNくぎと同等以上の品質のくぎとしてCNZくぎを使うことができることの明示をお願いしたい。
- 例えば、
- ① 告示第1100号の規定にNZくぎ、CNZくぎを明記する 若しくは、
  - ② 「建築物の構造関係技術基準解説書」（黄色本）等で「同等以上の品質を有するくぎ」の例として、NZくぎ、CNZくぎを明記する。

◇ 理由等

- ・告示への明記又は「建築物の構造関係技術基準解説書」において「同等以上の品質を有するくぎ」の例として明記することで、設計者や審査者、発注者等のすべての関係者が同じ理解となり、合理的な運用が可能となる。

以上

資料：説明用図面、写真、データ等

- 条文 昭和56年6月1日建設省告示第1100号  
建築基準法施行令第46条第4項表一（一）項から（七）項までに掲げる軸組と同等以上の耐力を有する軸組及び当該軸組に係る倍率の数値を定める件

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第46条第4項表一（八）項の規定に基づき、同表（一）項から（七）項までに掲げる軸組と同等以上の耐力を有する軸組及び当該軸組に係る倍率の数値をそれぞれ次のように定める。

- 昭和56年6月1日 建設省告示第1100号
- 改正 昭和62年11月14日 建設省告示第1926号
- 改正 平成2年11月26日 建設省告示第1897号
- 改正 平成8年11月18日 建設省告示第2088号
- 改正 平成12年12月26日 建設省告示第2465号
- 改正 平成15年12月9日 国土交通省告示第1543号
- 改正 平成16年9月29日 国土交通省告示第1171号
- 改正 平成19年5月18日 国土交通省告示第615号
- 改正 平成28年6月1日 国土交通省告示第796号
- 改正 平成29年9月26日 国土交通省告示第867号
- 改正 平成30年3月26日 国土交通省告示第490号
- 改正 令和元年6月25日 国土交通省告示第203号

別表第1

	(い)	(ろ)		(は)
		くぎ打の方法		
材料		くぎの種類	くぎの間隔	倍率
(一)	構造用パーティクルボード（J I S A5908-2015（パーティクルボード）に規定する構造用パーティクルボードに限る。）又は構造用MDF（J I S A5905-2014（繊維板）に規定する構造用MDFに限る。）	N50	一枚の壁材につき外周部分は7.5センチメートル以下、その他の部分は15センチメートル以下	4.3
(二)	構造用合板又は化粧ばり構造用合板（合板の日本農林規格（平成15年農林水産省告示第233号）に規定するもの屋外に面する壁又は常時湿潤の状態となるおそれのある壁（以下「屋外壁等」という。）に用いる場合は特類に限る。）で、厚さが9ミリメートル以上のものに限る。）	CN50	15センチメートル以下	3.7
(三)	構造用パネル（構造用パネルの日本農林規格（昭和62年農林水産省告示第360号）に規定するもので、厚さが9ミリメートル以上のものに限る。）	N50	15センチメートル以下	2.5
(四)	構造用合板又は化粧ばり構造用合板（合板の日本農林規格（平成15年農林水産省告示第233号）に規定するもの（屋外に面する壁又は常時湿潤の状態となるおそれのある壁（以下「屋外壁等」という。）に用いる場合は特類に限る。）で、厚さが5ミリメートル（屋外壁等においては、表面単板をフェノール樹脂加工した場合又はこれと同等以上の安全上必要な耐候措置を講じた場合を除き、7.5ミリメートル）以上のものに限る。）	N50	15センチメートル以下	2.5

- 一 この表において、N38、N50、CN50、GNF40、GNC40及びSN40は、それぞれJ I S A5508-2005（くぎ）に定めるN38、N50、CN50、GNF40、GNC40及びSN40又はこれらと同等以上の品質を有するくぎをいう。
- 二 表中(い)欄に掲げる材料（十）項から(十二)項までに掲げるものを除く。）を地面から1メートル以内の部分に用いる場合には、必要に応じて防腐措置及びしろありその他の虫による害を防ぐための措置を講ずるものとする。
- 三 2以上の項に該当する場合は、これらのうち(は)欄に掲げる数値が最も大きいものである項に該当するものとする。

別表第2

(2) 高倍率の耐力壁の仕様の追加

第 1 第 1 号、第 3 号及び第 5 号に定める軸組に用いる材料のうち、構造用パーティクルボード、構造用 MDF、構造用合板又は化粧ばり構造用合板（以下「構造用合板等」という。）及び構造用パネルについては、従前の告示に規定する仕様と比較して、くぎで柱等へ打ち付ける間隔を狭めること等で、高い倍率となる仕様を追加した。

なお、くぎの種類については、告示第 1100 号に明記されているもののほか、各別表の備考欄にそれぞれ規定するとおり、これらと同等以上の品質を有するくぎを用いることが可能である。同等以上の品質を有するくぎの種類为例として、JIS A5508（くぎ）-2005 に定める N（鉄まるくぎ）と NZ（めっき鉄まるくぎ）については同等として取り扱うことができると考えられる。

## R4 年度（2020 年）住団連・建築規制合理化要望提案書

### ◇ 軒裏開口部の防火措置の性能評価方法等の整備について

#### ◇ 現状・課題

- ・軒裏に用いる換気口の防耐火性能については、換気口を含めた軒裏として個別の大臣認定を取得する必要があり、軒天材の種類や換気口の取付け位置（軒元、中央、軒先）等により様々なバリエーションの認定が必要となっている。
- ・準耐火構造等の性能評価試験は、試験所が限られるとともに試験費用も高額となり、様々なバリエーションによる試験を行なうことの負担が極めて大きく、また、
- ・住宅事業者もこれら仕様の選定や運用（管理）等が煩雑となっている。

#### ◇ 要望・提案

- ・平成 30 年度、31 年度の 2 年間、基整促 F13「屋根・軒裏の開口部等の建築物の部分における防火措置の検討」により、①標準軒天材の選定や②軒裏換気口の有無と取付け位置に係る軒裏温度への影響等が検討され、今後の課題として、
- ・①軒天材の特性のデータベース化、②軒裏換気口の取付け方法等を含めた換気口の取付け位置の組合せによる試験データの蓄積が必要と整理されたが、
- ・この検討成果を踏まえ、軒裏の開口部に係る性能評価の方法や大臣認定の適用範囲のあり方等に係る整備をお願いしたい。

#### ◇ 理由等

- ・多様化する消費者ニーズや意匠性、生産性の向上等を踏まえ、軒天材や軒裏換気口の商品開発は今後も求められ、上記の現状・課題の通り、製造企業等による多くの大臣認定が想定される。
- ・住宅事業者においても、意匠性や施工性等に優れた軒天材や軒裏換気口のニーズは高く、数年毎に、新たな大臣認定を取得した軒天材や換気口の採用や現場での運用が行われており、
- ・これら軒裏の構造や換気口に対する合理的な防耐火性能に係る評価手法の整備及び性能評価が求められている。
- ・上記要望・提案に記載の基整促 F13 において検討の課題等が整理されたことから、引続き、本件に関する検討や性能評価試験の方法並びに性能評価についての整備が求められている。

## 令和4年度（2021年）住団連・建築規制合理化要望提案書

### ◇自然排煙設備における排煙窓の材質規定の見直し

#### ◇ 現状・課題

建築基準法施行令第126条の3第1項第2号にある、排煙設備の排煙口、風道等是不燃材料で造るとする規定によって、自然排煙設備に樹脂窓やアルミ樹脂複合窓が使えず、アルミサッシ等で代用せざるを得なくなっており、断熱性能向上の阻害要因になっている。

とりわけ寒冷地においては、室内の温熱環境を維持するために、開口部には樹脂窓等を用いることが通例であるので、自然排煙対応が難しい事が設計上の課題になっている。

排煙設備が必要となる建築は、既に省エネ義務化の対象でもあり、開口部にアルミサッシが要求されることは相反する要求となる。

また、カーボンニュートラルの観点から住宅にもZEHの普及が望まれているが、アルミサッシでは対応できない。

#### ◇ 要望・提案

樹脂窓、アルミ樹脂窓の構造であっても、自然排煙窓として使用できるようにして頂きたい。

#### ◇ 理由等

断熱性能に対する義務化が300㎡以上にまで拡大されており、2017年に要望した時よりも建築不可能な範囲が、建物規模的にも増え、また指摘されるエリアも南下してきている。

風道を介する排煙設備と異なり、直接外気に接する排煙窓の場合は、煙による温度上昇等が排煙設備の機能に与える悪影響は小さいのではないかと。

以上